

水痘ワクチンについて

<p>接種対象者</p>	<p>・生後12月から生後36月に至るまでの間にある者 (標準的な接種期間: 推奨年齢)</p> <p>生後12月から生後15月に至るまでに1回目の接種を行い、2回目の接種は1回目の接種終了後6月から12月に至るまでの間隔をおいて1回行う。</p> <p>・平成26年度【経過措置】</p> <p>生後36月に至った翌日から生後60月に至るまでの間にある者を対象とし、1回接種する。 ただし、平成26年度(平成26年10月1日～平成27年3月31日)限りとする。</p> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に水痘に罹患したことがある者は対象外です。 ・任意接種として既に水痘ワクチンの接種を受けたことがある者は、既に接種した回数分の接種を受けたものとみなします。(経過措置対象者も含む) ・当該疾病はA類疾病と規定。
<p>対象者の 確認方法</p>	<p>健康保険証、母子健康手帳、乳幼児医療証等により、住所及び生年月日を確認 (母子健康手帳持参者については、手帳に接種記録等が必要事項を記載)</p>
<p>接種方法</p>	<p>乾燥弱毒生水痘ワクチンを使用し、6月以上の間隔をおいて合計2回皮下に注射する。 (初回接種終了後3月以上の間隔があれば法令上は可能です)</p>
<p>接種上の 注意</p>	<p>※他のワクチンを接種する場合は27日以上の間隔をあけます。 ※医師が必要と認めた場合は2種類以上のワクチンを同時に接種することが可能です。</p>
<p>長期療養 特例について</p>	<p>定期の予防接種の対象者であった者であって、当該対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったことその他の特別の事情があることにより当該定期の予防接種を受けられることができなかつたと認められるものについては、当該特別の事情がなくなった日から起算して2年を経過するまでの間は、定期の予防接種の対象とします。</p>

平成26年7月30日 東大阪市保健所 健康づくり課からの資料抜粋